

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百三十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和七年二月一日から適用する。

令和六年十一月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後					改正前						
別表	注1~3 (略)	第1部	内用薬	規格単位	薬価円	別表	注1~3 (略)	第1部	内用薬	規格単位	薬価円
	(あ)~(せ) (略)	品名					(あ)~(せ) (略)	品名			
	(そ)						(そ)				
(略)						(略)					
ゾコーバ錠125mg				125mg 1錠	<u>7,090.00</u>	ゾコーバ錠125mg				125mg 1錠	<u>7,407.40</u>
(略)						(略)					
	(た)~(わ) (略)						(た)~(わ) (略)				
	第2部	注射薬					第2部	注射薬			
	品名			規格単位	薬価円		品名			規格単位	薬価円
	(あ)~(ふ) (略)						(あ)~(ふ) (略)				
	(へ)						(へ)				
(略)						(略)					
ベスレミ皮下注250 μ gシリンジ				250 μ g 0.5mL 1筒	<u>272,587</u>	ベスレミ皮下注250 μ gシリンジ				250 μ g 0.5mL 1筒	<u>297,259</u>
ベスレミ皮下注500 μ gシリンジ				500 μ g 1 mL 1筒	<u>518,246</u>	ベスレミ皮下注500 μ gシリンジ				500 μ g 1 mL 1筒	<u>565,154</u>
(略)						(略)					
	(ほ)~(わ) (略)						(ほ)~(わ) (略)				
第3部~第10部 (略)						第3部~第10部 (略)					